

裁判員制度の本格施行を控えて 裁判員制度に対する疑問にお答えします

**今年の5月21日から裁判員制度がスタートします！
スタートが迫ってきましたので、多く寄せられるご質問にお答えします。**

Q. 裁判員制度は、どのような制度ですか？

A. 裁判員制度は、国民の皆さんの中から選ばれた6人が、裁判員として刑事裁判に参加し、3人の裁判官と一緒に、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合には、どのような刑にするかを決めるという制度です。

裁判員制度では、裁判の進め方やその内容に、国民の皆さんの視点や感覚が反映されますので、その結果、裁判全体に対する国民の理解がより深まり、裁判がより身近に感じられ、司法への信頼が高まっていくことが期待されています。

Q. 裁判員（候補者）になったら、日当や交通費はもらえますか？

A. 裁判員や裁判員候補者等になって裁判所に来られた方には、旅費（交通費）と日当が支払われます。また、裁判所が自宅から遠いなどの理由で宿泊しなければならない方には、宿泊料も支払われます。

Q. 裁判員は何日間ぐらい裁判に参加するのですか？

A. 実際の審理日数は、それぞれの事件の内容により異なりますので、一概にはいえません。しかし、裁判員裁判では、法廷での審理を始める前に、裁判官、検察官、弁護人の三者でポイントを絞ったスピーディーな裁判が行われるように、事件の争点や証拠を整理し、審理計画を明確にするための手続（公判前整理手続）が行われます。

また、できるだけ連日的に開廷することになっていきますので、約7割の事件が3日以内で終わると見込まれています。事件によっては、もう少し時間のかかるものもあります（約2割の事件が4日又は5日、約1割の事件が6日以上）。

Q. 仕事が忙しいのですが、辞退できませんか？

A. 「仕事が忙しい」というだけでは辞退はできませんが、とても重要な仕事があり、自分でこれを処理しなければ著しい損害が生ずるおそれがある場合には、辞退することができます。辞退の判断は裁判所が行いますが、その際には、裁判員として裁判所に通う期間、お勤め先の規模や、代わりの方がいるのか、裁判員として参加することが事業にどの位影響があるのかなどを考慮することになります。できるだけ負担が少なくなる制度にしていきたいと考えておりますので、裁判員に選ばれた場合には、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

Q. 裁判員になったことで、トラブルに巻き込まれたりしませんか？

A. 事件関係者から危害を加えられるおそれのある例外的な事件については、裁判官のみで審理することになっています。

不安や危険を感じるような事態が生じた場合には、すぐに裁判所に相談してください。

裁判員裁判の法廷で行われる審理の流れは、次のとおりです

裁判員制度の審理

1 冒頭手続

冒頭手続では、まず、裁判長が被告人の氏名等を確認し(人定質問)、検察官が起訴状を朗読します(起訴状朗読)。次に、裁判長が、被告人に話したくないことは話さなくてもいいことなどを説明し(黙秘権等の告知)、被告人・弁護人が起訴状に書かれている事実について、言い分を述べます(罪状認否)。

2 証拠調べ手続

証拠調べ手続では、まず、検察官が証拠によって証明しようとする具体的な事実関係を主張し、弁護人も被告人の立場から、具体的な事実関係を主張します(検察官・弁護人の冒頭陳述)。次に、事件に関する証拠物や証拠書類、証人を取り調べます。被告人からも話を聞きます(証拠の取調べ)。

3 弁論手続

弁論手続では、検察官が事件についての意見と、被告人に与えるべきと考える刑を述べ(論告・求刑)、最後に、弁護人や被告人が事件についての意見を述べます(弁論・最終陳述)。

Q. 被告人が起訴された事実をすべて認めていたら、裁判員は何をするの？

A. 刑事裁判では、たとえ被告人がすべての事実を認めていても直ちに有罪になるわけではありません。事実を争っている事件と同じく、法廷で取り調べた証拠に基づいて事実があったかどうかを判断します。被告人が有罪であるということになれば、次に、どのような刑罰を被告人に与えるかを決めることとなります。

Q. 裁判員になったら、たくさん資料を見なくてはいけないの？

A. 法律の専門家でない市民の皆さんが刑事裁判に参加するのですから、争点の判断に必要な証拠だけが厳選され、かつ、法廷での審理を見たり聞いたりするだけで事件の内容を理解できるような審理を行います。

裁判員が、多くの書類を一つ一つ読み込まなければならないということはありません。

Q. 予定されていた審理期間が延びたらどうなるの？

A. 公判前整理手続において、裁判所と検察官及び弁護人が協議をして、審理の進行について綿密な計画を立てますので、基本的に、審理期間が延びることはないと考えています。万一、審理期間が延びた場合、改めて裁判員の都合をお聞きすることになりますが、もし辞退事由に当たるような支障がある場合には、辞任の申立てをすることができます。

裁判員制度についての詳細については、裁判員制度ウェブサイト
(<http://www.saibanin.courts.go.jp/>)でも紹介していますので、是非ご覧ください！